

北上市告示乙第68号

建築基準法第42条第2項に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

令和4年5月26日

北上市長 高橋敏彦

1 道路の位置

北上市和賀町横川目28地割8番2の内、19番10の内、19番17の内、29番6の内、29番8の内、33番1の内、33番2の内、33番4の内、37番1の内、41番2の内、144番の内及び8番2の先、19番10の先、19番17の先、29番6の先、29番8の先、33番1の先、33番2の先、33番4の先、37番1の先、41番2の先、144番の先

2 指定道路の延長及び幅員

延長 98.71m

幅員 4.00m

3 指定図

別紙のとおり

備考 「別紙」の添付は省略し、北上市都市整備部都市計画課及び県南広域振興局北上土木センターに備えておいて縦覧に供する。